

<内容(概要)>

(1) 説明 「人権教育の推進について」

人権・地域教育課 指導主事

人権教育の推進にあたっては、「人権教育の推進についての基本方針」に則り「人権教育推進プラン」に沿って、「自己実現の視点」「共生の視点」「人間関係づくりの視点」という3つの視点と、「教育を受ける権利の保障を通して」「人権についての理解を深める教育として」「人権を尊重する主体を育てる教育として」「人権が尊重される教育として」という4つの側面に照らしつつ、教育活動全体を通じて取り組むことが重要である。その際には教職員の資質・実践力の向上を図るとともに、人権教育学習資料集「なかまとともに」を積極的に活用いただきたい。

(2) 人権教育研究指定校実践報告 「地域連携を深め豊かな人権感覚を育成する」

五條市立五條西中学校

平成27～28年度の2か年にわたる、文部科学省・県教育委員会人権教育研究指定校としての取組を報告。高齢者問題や認知症についての学習とともに、介護老人福祉施設や介護老人保健施設での体験を通して、高齢者のみならず人とかかわることの意義を見つめた。多くの人とかかわる中で、子どもたち一人一人が、自身を大切にするとともに他者の尊厳を守るべきものとして捉えるようになり、自尊感情や自己肯定感を高め、人権意識の向上と人権尊重のための実践行動力を培った。



(3) 講演 「表現の自由と差別」

講師 水平社博物館 館長 駒井 忠之

- ・ 基本的人権の中でも、「表現の自由」は重要度の高い権利である。少数派の意見も生かしながら、さまざまな議論を経た上で、より望ましい結論導き出す民主主義の根幹を成す権利でもある。
- ・ 全国水平社創立宣言は日本初の人権宣言と言われているが、マイノリティが発信した世界初の宣言である。
- ・ 「表現の自由」は、無制限に許容されているわけではない。水平社の差別語に対する考え方は、ただ単にその言葉を使わなければいいというものではなく、その表現に侮蔑・軽蔑の意志が含まれているか否かが問われるべきであるとしている。糾弾に際しても、差別語が使われたか否かでなく、そこに侮辱の意志が存在するか否かを問題としていた。
- ・ 特定の個人や集団、団体などを差別的な意図をもって誹謗・中傷するヘイトスピーチが社会問題となっている。水平社博物館前でも差別街宣事件が起こった。「何を言っても良い」という風潮を、「許されない」「恥ずかしい」行為と捉え、淘汰する社会を醸成していく努力が求められる。
- ・ 「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」等、法整備が進んでいるが、人権を侵害する行為を許さないとする意識に立って差別を解消し、相互の尊厳を守り認め合う、成熟した社会の構築を目指すことが大切である。



<参加者の感想から>

[実践報告]

- ・ 実践報告では、子どもたちが地域の高齢者について知り、学び、体験する中で、どんな大人になりたいか、どんな社会にしていくべきかを考え、心を大きく成長させたことに心を打たれた。また、参観や研修で子どもたちの家庭にも伝え、学校全体で取り組むことで一体となった学びになっていることもわかった。

[講演]

- ・ 日本国憲法前文や全国水平社創立宣言など、事例を挙げた専門的なお話を聴き、自分自身が勉強する機会の大切さを実感した。日頃から、子どもたちには自分の思いを伝えることの大切さを伝えているが、そこには相手を思いやり、人権意識を働かさなければならぬことを講演を通じて痛感した。